

教材利用許諾契約書

_____ (屋号: 史伝芥) (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、教材利用の許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (利用許諾)

甲は乙に対し、甲が作成した教育用教材および関連資料（以下「本著作物」という。）について、本契約に定める条件のもと、非独占的に閲覧および教育目的での利用を許諾する。乙は、本契約の定めに従い本著作物を利用するものとする。

第2条 (提供方法)

(1) 甲は乙に対し、本著作物を、インターネットを通じて閲覧・利用可能な形で提供する。技術的な不具合がある場合、乙は速やかに甲へ通知するものとする。

(2) 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、 年 月 日までに、乙に対して提供する。

・日本史テキスト(配布用)の印刷可能、日本史テキスト(教員用・生徒配布用)・授業音声・授業展開書・授業解説資料の閲覧可能となるパスワードの交付、文化史及びその他テキストの印刷可能となるパスワードを交付する。

(3) 乙は、前項の提供を受けた後速やかに提供物を検査し、提供物に瑕疵がある場合や、乙の授業実施上、合理的に支障がある場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

(4) 乙は、提供物を第4条に定める期間および条件の範囲内で利用するものとする。

第3条 (権利の帰属)

本著作物の著作権は甲に帰属する。

第4条 (利用形態および期間)

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。契約期間は1年間とし、期間満了の30日前までに甲乙いずれかから書面による更新拒絶の通知がない場合、自動更新される。

(1) 甲が運営するウェブサイトにおいて提供される本著作物の閲覧・利用

(2) 第2条による印刷・閲覧可能期間: 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 利用にあたっての翻訳の可否: 翻訳が必要な場合は事前相談

(4) その他注意事項: 第8条に基づき対応する。

第5条 (著作者人格権)

(1) 甲は、乙が自己的授業目的に限り本教材を利用する場合において、内容の一部を削除または非表示とする行為について、当該利用態様が本契約の趣旨に反しない限りにおいて、著作者人格権を行使しないことがある。本サービスで提供されるPFF資料(パワーポイント用資料)については、利用者の授業設計および指導方針に基づき、乙本人が行う授業目的に限り、本著作物の内容の一部改変・削除・編集・順序変更などの調整を行うことができるものとする。ただし、これらの調整は教材の再配布、第三者への共有、もしくは本サービス以外での教材化を目的とするものではなく、改変内容が名誉・信用を害する場合、または本著作物の趣旨を著しくゆがめる場合はその限りではない。

(2) 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。

・史伝芥

第6条（保証）

甲は、自己が作成した本著作物について、第三者の権利を侵害しないよう合理的な注意を払う者とする。万一、本著作物に関して第三者から権利侵害の主張がなされた場合には、第7条に基づき協議のうえ対応する。ただし、乙が本契約に基づく義務を履行していた場合における第三者による不正利用・無断転載等については、第10条および第11条の定めを優先して適用するものとする。

第7条（個別判断および協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。本著作物の性質および提供形態の特性上、教育目的および本著作物の適正な利用を確保するため必要がある場合には、甲は合理的な範囲において運用上の判断・指示を行うことができるものとする。ただし、当該判断・指示は教育現場の実情および乙の立場を十分考慮したものとし、乙に不当な不利益を一方的に課すものではなく、事前または事後にその趣旨を説明するものとする。本条は甲が恣意的に契約内容を変更する権限を付与するものではない。

第8条（利用条件および禁止事項）

(1) 甲は、本教材について、乙が以下の範囲内で利用することを許諾する。また、本契約において「閲覧」とは、授業内または個人的学習目的に限り、画面上または印刷物として内容を確認する行為をいう。本契約において「第三者」とは、乙が授業を提供する受講生を除く者をいう。本契約において「再配布」とは、第三者に対して譲渡、貸与、公開・送信・転載その他これに類する行為をいう。

(2) 前項の許諾にかかわらず、本教材の教育目的および本契約の趣旨を害する行為として、乙は、前項に定める定義に基づき第三者への再配布行為を行ってはならない。乙本人及び乙が授業を提供する学生に対する閲覧を許諾するものとし、第三者への提供を含まない。ただし、乙の授業に出席する者に対して閲覧させる場合は第三者提供に該当しないものとする。なお、本条における「学生」とは乙が担当する当該授業・実習の受講者に限定されるものとする。

(3) 甲の教材及び閲覧可能な教材(PDFのデータやデジタルテキストのデータ、紙のテキスト、音声等の配信データ)を複製することは、乙が学生に授業で使用する際に限り使用することを認める。

(4) 甲の教材及び閲覧可能な教材(PDFのデータやデジタルテキストのデータ、紙のテキスト、動画等の配信データ)は、これらを学生がスクリーンショットなども含み複製したものを他人に販売・贈与・交換する等、他人に譲渡する行為、および他人に貸与する行為(有償・無償を問わない)を認めない。そのため、著作権法26条に基づき、乙は学生に対し合理的な範囲で本契約内容の注意喚起を行うものとし、学生個人の行為について結果責任を負うものではない。

(5) 甲の教材及び閲覧可能な教材(PDFのデータやデジタルテキストのデータ、紙のテキスト、動画等の配信データ)または、これらを複製したものをフリマやオークションなどに出品するなどの行為はできない。これは(4)の学生間との関係も同様とする。

(6) オンラインサービスにおいて、他の利用者のユーザーIDおよびパスワードを不正に利用すること、および他の利用者に自己のユーザーID・パスワードを不正に利用させることはできない。

(7) その他、甲の著作権や商標権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為。

(8) 甲に危害を与えるような行為、もしくは第三者を誹謗中傷し名誉もしくは信用を傷つけるような行為、その他に対して迷惑をおよぼす行為。

(9) 甲が提供する教材(テキスト・PDF資料・音声・画像等)をSNS・動画投稿サイト・ブログ・オンラインストレージ等、不特定多数が閲覧可能な形で公開することを禁止する。

(10) 甲が提供する教材には、不正利用防止のため識別コード(ウォーターマーク)を付与する場合がある。乙はこれを削除・改変してはならず、第三者へ提供してはならない。

(11) 乙は、乙が指導する学生に対し、教材の第三者配布・公開が禁止されている旨を周知するものとする。

第9条（禁止事項等に違反した場合）

- (1) 第8条に記載されている禁止事項やその他の特約事項に違反する行為をした場合において、乙はサービスを一切利用できなくなり、当該契約が乙の故意または重過失による時に限り、甲は乙に対して実害損害額または合理的に算定された損害額（ただし、当該契約年度に乙が支払った対価の総額を上限とする）を請求できるものとし、乙はこれを許諾する。
- (2) その他、第3条に基づき教材の著作権や商標権等の知的財産権は甲に帰属するため、乙が著作権や商標権等の知的財産権を侵害した場合や、禁止事項にあたる行為、法令に違反している場合、甲は民事上の損害賠償や刑事上の法的手段をとる場合がある。

第10条（責任の制限・免責）

乙が本規約に基づく義務を履行していた場合において、第三者による無断転載・公開等の行為については、利用者に故意または重過失がない限り、甲は乙に対し損害賠償責任を追及しないものとする。

第11条（第三者による利用および管理責任）

- (1) 乙は、本サービスに関する教材・資料等について、第三者に不正に利用・公開・転載・共有等されないよう、合理的な範囲で管理および注意喚起を行うものとする。
- (2) 前項にかかわらず、第三者による不正利用が発覚した場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙はこれに関する損害賠償責任を負わないものとする。
- (3) ただし、乙が当該不正利用を認識しながら、これを放置した場合には、この限りではない。本条は第9条に定める乙自身の違反行為に対する責任を免除するものではない。

第12条（契約終了後の扱い）

契約終了後、乙は新たな複製・配布を行わないものとする。既に作成された授業用資料については、個人利用の範囲での保管を妨げないが、授業その他教育活動への再利用・再配布は禁止する。

第13条（利用料金）

- (1) 本サービスの利用料金および利用人数の上限は、本契約書に添付する別紙「料金表」に定めるものとする。乙は、当該別紙に定めるいずれかのプランを選択し、これを遵守するものとし、提出が確認されるまで、当該プランに基づく利用は開始されないものとする。
- (2) 乙は別紙「料金表」に記載されたプランのうち、乙が任意に選択したもののみを利用できるものとし、選択されていないプランについて甲は提供義務を負わない。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

年　　月　　日

甲 住所：
　　氏名： (屋号：史伝芥) 印
乙 住所：
　　氏名 印

別紙（料金表）

（1）別表1：教育実習生用プラン

規約：契約者本人を含め最大3名までの利用を認めるものとする。当該プランの利用にあたっては、契約者は、利用者全員の氏名および在籍を確認できる資料を、当方指定の方法により提出するものとする。なお、利用者の追加・変更は認められず、やむを得ない事情がある場合は事前に甲の承諾を得るものとする。

内容：古代・中世・近世・近現代(明治～大正)・近現代(昭和～現代)・文化史を個別販売とし、それぞれの日本史テキスト(講師用・生徒配布用)・PDF資料のダウンロード・授業解説資料の印刷可能となるパスワードの交付による使用・授業音声の視聴可能・授業展開書の閲覧の使用

対象	利用期間	利用範囲	利用人数	利用期間
教員志望の学生 (教育実習期間を含む)	半年 (6か月)	個人利用・ 授業準備目的に限定	最大 3名まで	各時代・分野ごと 金 11,000 円 (消費税込み)

提出物：利用者全員の氏名および学生証または在籍確認書類（画像可）

・別表1は、教育実習生向け特別プランとして提供されるものであり、別表2の年間契約プランとは異なります。

・以下の個別販売の内容の中で希望するプランに○をしてください。

- (1) 古代 (2) 中世 (3) 近世 (4) 近現代(明治～大正) (5) 近現代(昭和～現代)
(6) 文化史 (全文化)

（2）別表2：年間契約プラン

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾および本契約に基づくサービス提供の対価として、以下の金額を支払うものとする。金 55,000 円 (消費税込み) を下限額とし、選択内容により別途定める。乙は 年 月 日までに支払う。

※上記金額は選択制であり、合算ではありません。

内容	金額	備考
(1) 日本史テキスト(講師用・生徒配布用)の印刷可能となるパスワードの交付による年間使用料	金 55,000 円 (消費税込み)	必須
(2) 文化史及びその他テキストの印刷可能となるパスワードの交付による年間使用料	金 22,000 円 (消費税込み)	任意
(3) PDF資料のダウンロード・授業解説資料の印刷可能となるパスワードの交付による年間使用料	金 22,000 円 (消費税込み)	任意
(4) 授業音声の視聴可能・授業展開書の閲覧可能となるパスワードの交付による年間使用料	金 22,000 円 (消費税込み)	任意
(5) 別途付録(通史・文化史の覚え歌)	金 11,000 円 (消費税込み)	買い切り

・報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

・上記の内容の中で希望するプランに○をしてください。

- (1) 通史テキスト(講師用・生徒配布用)
(2) 文化史テキスト及びその他テキスト
(3) PDF資料・授業解説資料
(4) 授業音声・授業展開書
(5) 別途付録(通史・文化史の覚え歌)

・継続契約者に対しては、甲の判断により、歴史総合に対応できる「日本史俯瞰図」等の付録教材を不定期に無償提供する場合があります。

※本別紙は本契約書の一部を構成するものとする

以下は本契約の理解を助けるための補足説明であり、本契約に関する法的な権利義務は、本契約条文の定めのみに基づくものとします。

※上記は契約書の web 版になりますが、大学生の場合は契約書への同意は初めての方もいると思うので、要約すると「ネット社会の現代ではスクリーンショットやコピー&ペーストを使えば複製が可能になりますが、それを利用して悪用すると規約違反となるので気をつけてください」ということです。言い換えれば、「通常に利用していただいている場合は、PDF 資料などで必要な部分を追加したり必要な部分を削除したりするのも自由にしてください」ということです。

その他細かな規約をまとめると以下のようになります。

- (1)著作権は私(屋号: 史伝芥)にあり、先生方は使用料をお支払いいただくことで教材を使用できます。
- (2)本教材の PDF 資料(パワーポイント資料)には、授業をわかりやすくするための比喩や図解、講師の口頭説明を前提とした補助的なスライドが含まれています。そのため、すべてを必ず使用する必要はありません。各自の授業スタイルや学習段階に応じて、使用するスライドを省くことは問題ありません。ただし、自分自身の授業・学習のために使用することを前提としていますので、SNS や動画サイト等への掲載、第三者への配布・共有は行わないでください。
- (3)契約者以外の人への譲渡・販売・貸与などは禁止ですが(つまり後輩などに転売・譲渡すると契約書上アウトということです)、閲覧が記載されていないということは「見せたりすること」は OK です(この教材などが広がっていくことで塾・予備校に頼る必要のない学校教育を目指しているので、教育現場において本教材の趣旨をご紹介いただくことを妨げるものではありません)。
- (4)第 8 条の解釈が難しいと思いますので、かみ砕くと(4)の授業音声・授業展開書は、のちのちには(1)~(3)だけの契約にすることも可能ということです。つまり、初年度から数年は教員になり立てるまでの形態から(1)~(3)の形態に変えて、年間 99,000 円で利用できるようになりますということです。私自身の経験もあり、先生方の経済面を考慮して可能な範囲で安価に抑えられるようにしていただきたいという理念があるからです。
- (5)教育実習生用の契約では 3 人までの複数人契約可能などを許容しています(私自身も大学生時代の経験や元生徒や教育学部系の学生の声を聴いて対応可能にしました)。しかし、教員(社会人)になった場合の悪用はご自身の問題となるので本当に気をつけてください。私(屋号: 史伝芥)が使用している地図や図解などはネットからの引用ではなく個人的に作成したものや地図用ソフトを購入した上で作成したものです(つまり著作権は私(屋号: 史伝芥)にあります)。
- (6)教員として採用が決まった場合の注意点。単純に著作権法違反ですので、また、学校現場などにおいて本教材を使用する場合には、生徒その他の第三者に対し、教材内容(テキスト・PDF 資料など)を転売、SNS などへ投稿・共有しないよう、事前に注意喚起を行うよう努めてください。なお、契約者が適切な注意喚起を行ったにもかかわらず、第三者が独自の判断で行った行為については、契約者の責任を直ちに問うものではありません。
- (7)教員として採用されて授業する際に、「購入している教材」などと生徒に伝える必要性はありません。ただし、巻末などに「©史伝芥」と記載しておく必要性があることは著作権法の関係上ご承知ください。
- (8)困ったら必ず web サイトに掲載されているアドレスの方に連絡して聞いてください。勝手に判断しなければ問題になりません。